



2024年10月28日

各位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 武井 保人
(TEL 03 - 5719 - 2180)

当社に対する訴訟提起に関するお知らせ

当社は、2024年10月21日に訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起され、同月28日に訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日

- (1) 提起された裁判所：東京地方裁判所
- (2) 提起された年月日：2024年10月21日（訴状送達日 2024年10月28日）

2. 訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社ケイ・アイ・シー
所在地：東京都中央区東日本橋2丁目4番1号
代表者の役職・氏名：代表取締役 井上浩二

3. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、再生 EV バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引（以下「本蓄電池取引」といいます。）を2021年11月から開始しておりますところ、2024年1月16日付「(開示事項の経過) 第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第三者委員会から受領した調査報告書において、本蓄電池取引のバッテリーモジュールの実在性に関する指摘を受けました。この指摘を踏まえ、当社は、本蓄電池取引のバッテリーモジュールの実在性の確認及び本蓄電池取引における各契約の見直しを行ってまいりました。

このような経緯の中で、株式会社ケイ・アイ・シーは、同社に対するバッテリーモジュールの販売業者（以下「本件販売業者」といいます。）、本件蓄電池取引に関与した業者及び当社、並びに取引時点において本件販売業者の代表取締役であった個人及び当該時点において当社の代表取締役（当時）であった個人を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて訴えを提起したものです。

4. 訴訟の内容

- (1) 請求の内容：損害賠償請求
- (2) 請求金額：49,852,000円

5. 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社ケイ・アイ・シーからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、適切に対処してまいります。

なお、本件訴訟に関し、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上